

タイトル	法学部市民公開講座「NHK受信料をめぐる諸問題」 公共放送の財源制度：NHKの受信料制度の在り方を中心に
著者	韓，永學； HAN, Younghak
引用	北海学園大学法学研究，47(2)：289-312
発行日	2011-09-30

公共放送の財源制度

——NHKの受信料制度の在り方を中心に——

韓 永 學

問題の所在

公共放送 (public broadcasting) は、運営主体に着目すれば「公共事業体による放送」、放送理念・目的に着目すれば「公共に奉仕する放送」で、国家によって直接設立・運営される国営放送 (national broadcasting) や民間の資本によって設立され広告収入等で運営される民間放送 (commercial broadcasting) とは区分される。日本放送協会 (以下、NH

K) は、「放送の最大限の普及」、「放送による表現の自由の確保」、「民主主義の発達への寄与」という放送法の目的 (二条) を達成すべく、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うこと」を目的 (一五条) に設立された特殊法人で (一六条)、公共放送である。戦後、NHKは民間放送との放送の二元体制の下、

料 視聴者・市民が負担する受信料を運営財源とし、放送法の目的の実現を主導してきた。

資 しかし、近年、NHK自身の相次ぐ重大不祥事を機に、受信料不払が急増し、受信料制度の根幹が揺らいだ。NHKは財政危機を打開するため、受信契約を締結しながら受信料を支払わない者（以下、不払者）や受信設備を設置しながら受信契約を締結していない者（未契約者）に対し、民事手続に踏み切り、徐々に対応を拡大している。このような措置は一定の成果を上げているが、法的是非を含め公共放送の本来の在り方から疑問の声があり、受信料の公平負担の確保という従来からの課題への根本的な対処とは言い難い。一方、現行の受信料制度は、伝送路・受信端末の多様化が進む今日の新しいメディア環境への対応が十分ではない。今後、新しいメディア環境に適したNHKの財源制度の在り方を模索しなければならぬ。

本稿では、以上のような問題意識から、NHKの受信料制度の仕組みと現状を踏まえ、外国における公共放送の財源制度をも参考にしながら、NHKの財源制度の在り方について検討する。

一 NHKと受信料制度

1 NHKの制度的位相

NHKとは如何なる機関なのか。放送法は大きく業務面、組織面、財政面からNHKについて規定している。

第一に、NHKはその目的を達成するため、国内地上基幹放送（中波放送、超短波放送、テレビジョン放送）、国内衛星基幹放送、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等の必須業務（二〇条一項）の他、外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること、既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること等の附帯（任意）業務（二項）、施設・設備の一般利用への提供・賃貸等の目的外法定業務を行う（三項）。また、必須業務の場合、その一部を他に委託することができる（二三条）。ただし、以上の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならず（二〇条四項）、中波放送・超短波放送及びテレビジョン放送はあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない（五項）。一方、NHKは、その業務に関する苦情・意見につき適切かつ迅速に処理しなければならない（二七条）。

加えて、NHKは放送番組の編集等に当たり、番組編集準則（四一条一項）⁽¹⁾の適用を受ける（民間放送にも及ぶ⁽²⁾）と同時に、固有の番組編集特例が課されている（八一条一項）⁽³⁾。また、NHKは総務大臣の認可を受けなければ、その放送を休止・廃止することができない（八六条）。さらに、NHKは災害と関連し、指定公共機関と指定され（災害対策基本法二条五号）、防災に関する計画作成・実施、国家・自治体への協力責務を負い（六条）、有事と関連し、指定公共機関と指定され（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律二条六号）、国家・自治体に協力し、武力攻撃事態等への対処業務につき必要な措置を実施する責務を負う（六条）。

第二に、NHKの組織はその最高意思決定機関である経営委員会、上記の業務を執行する会長以下の執行部、役員の職務執行を監査する監査委員会等で構成されている。まず、経営委員会は経営方針等重要事項の議決⁽⁴⁾と役員の職務執行の監督を職務とする（二九条）。経営委員会は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する一人の委員（任期は三年、再任可能）で構成される（三〇、

三一、三三条）。

次に、執行部は会長（一人）、副会長（一人）及び理事（七人）で構成される。これらの者で構成される審議機関である理事会はNHKの重要義務の執行について審議する（五〇条）。会長はNHKを代表し、経営委員会の定めるところに従ってその業務を総理し、副会長は会長を、理事は会長及び副会長を補佐して業務を行う（五一一条）。会長は経営委員会が、副会長及び理事は経営委員会の同意を得て会長がそれぞれ任命する（五二条）。会長及び副会長の任期は三年（再任可能）、理事の任期は二年（同）である（五三条）。

さらに、監査委員会は役員の職務執行を監査する（四三条）。監査委員（三人以上）は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命する（四二条）。監査委員会は、いつでも、役員・職員⁽⁵⁾の職務執行に関する事項の報告を求めたり、NHKの業務及び財産の状況の調査をすることができ、必要があるときは、NHKの子会社に対しても同様の権限を有する（四四条）。また、監査委員は役員⁽⁶⁾の不正の行為等につき経営委員会への報告義務を負う（四五条）一方、役員⁽⁷⁾の不法行為等につき差止請求ができる（四六条）。

第三に、NHKは、NHKの放送を受信できる受信設備を

料 設置した者から徴収する受信料（六四条）を主たる運営財源とし、広告放送は禁じられている（八三条）。受信料制度の詳細に関しては後述する。

一方、NHKは毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出し（七〇条一項）、総務大臣が検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けることになっており（二項）、受信料の月額は国会が収支予算を承認することによって定める（四項）。また、NHKは毎事業年度の業務報告書、決算（財務諸表）に関しても同一経路で国会に提出しなければならないが、前者には監査委員会の意見書の添付を（七二条）、後者には監査委員会及び会計監査人の意見書の添付と会計検査院の検査を要する（七四条）。

以上、放送法はNHKにつき、民間放送には及ばない各種業務と番組編集特例を課しつつ、経営委員会による執行部の職務執行の監督に加え、人事・予算において国会や政府の関与を認める一方、受信料という財源制度を保障している。このようなNHKの制度的枠組の本旨は、放送法一条の下、豊かで良質な放送による公共の福祉に資するというNHKの目的（一五条）に帰結する。しかし、NHKに関する放送法の

規律はNHKの目的の実現のための制度的・外的要件に過ぎず、同目的を真に具現化するにはNHK自身のそのような意思と努力が不可欠であることは論じるまでもない。

2 受信料制度の仕組み

(1) 概要

放送法六四条一項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と規定し、NHKの視聴の有無と関係なく、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者にNHKと受信契約締結義務を課している。ただし、放送の受信を目的としない受信設備やラジオ放送若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない（同項但書）。

放送法は受信契約締結者からの受信料の徴収につき、その派生事項（免除や月額の承認システム）との関連で言及している（六四条二項、七〇条四項）が、受信料支払義務を明示的に規定していない。このように放送法上受信契約と受信料支払との法律関係は必ずしも明確ではないが、NHKが総務大臣の認可を経て策定した「日本放送協会放送受信規約」は、

受信契約の成立が受信料支払義務を伴うことを明らかにしている。同規約は、受信契約は受信機の設置の日に成立するとし(四条一項)、受信契約者は受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月まで、受信契約の種別(地上契約、衛星契約、特別契約)に従い、受信料支払義務を課している(五条)。

受信料の免除は、総務大臣の認可に基づきNHKが定める基準によることになっている(放送法六四条二項)ことから、NHKは「日本放送協会放送受信料免除基準」を策定している。同基準は、全額免除(社会福祉施設、学校、公的扶助受給者等)と半額免除(視聴・聴覚障害者等)の二つのカテゴリーを示している。

NHKの収入の支出は、放送法二〇条一項(三項)の業務の遂行以外の目的への支出が禁じられている(七三条一項)ことから、受信料の支出は同規定に服する。

一方、放送法をはじめとする関連法令は、不払者(受信料支払義務違反者)や未契約者(受信締結義務違反者)に対する罰則規定は置いていない。

(2) 検討

戦前、放送(ラジオ)には受信許可制が採られ、ラジオ受信機設置者には受信料(聴取料)が強制徴収された。戦後、受信許可制の廃止とともに、放送法により、NHKを支える財源制度として現行の受信料制度が新たに確立された(一九六八年よりラジオが受信料の対象から除外され、テレビのみに適用)。立法者がNHKの主財源を受信料とし、国や企業からの財政的独立を図ったのは、放送の自由の保護(憲法二一条、放送法一条)に重点に置き、NHKの政治的独立や高度の公共性の堅持を意図したからであろう。

しかし、受信料制度は機能面の重要性にもかかわらず、解り論上幾つかの問題を内包している。ここでは、受信料の法的性格、受信料制度の憲法違反の有無、受信料支払や受信契約締結の強制の可否について検討しておきたい。

まず、受信料の法的性格はNHKの位相と関連して重要な論点である。受信料は、一見NHKのサービスに対する対価的側面がある一方、NHKの視聴の有無と関係なく、テレビ受信機設置者全員に課されることから準租税的性格も有する。ところが、かつて臨時放送制度調査会が受信料につき、「国がその一般的な支出にあてるために徴収する租税ではな

く、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という特殊な負担金と解すべきである」と言及した。⁽⁶⁾その後、政府は勿論、多くの学者や裁判所も同様の見解を示している。受信料を対価と看做す見解もあるが、NHKの目的規定による豊かで良質な放送を行うべき義務が公法上の義務であることに鑑みれば、受信料はNHKのサービスに対する対価というよりは、NHKの目的に相応する維持運営のための「特殊な負担金」と看做すのが妥当であろう。

次に、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者に一律に受信契約を強制する、現行の受信料制度が①思想良心の自由（憲法一九条）をはじめ、②表現の自由・知る権利（二一条）、③自己決定権（二三条）、④財産権（二九条）等に抵触するか否かが問題となる。⁽¹⁰⁾政府は受信契約強制を、「公共の福祉のために放送しているNHKの維持のために受信料を取るという手段」と位置付け、最も焦点となっている①の違反を否定した経緯がある。⁽¹¹⁾また、受信契約・支払強制の違憲の有無を示した司法判断も、過去の②に関する判断⁽¹²⁾に続き、近

年の一連の受信料請求訴訟で①〜④全てにつき違反を否定している。⁽¹³⁾私見によれば、現行の受信料制度はNHKの自主的財源の確保の手段で、受信料がNHKの維持運営のための「特殊な負担金」であることから、直ちに①〜④の憲法上の権利に抵触するとは思わない。ただし、NHKが放送法の定めるNHKの目的を逸脱したり、業務遂行に明らかに不備があるにもかかわらず、受信契約・支払義務を強制する場合は、①〜④に抵触する蓋然性が高い。

最後に、受信料支払や受信契約締結の強制が可能かどうかの問題である。前述の如く、放送法は①不払者や②未契約者に対し、罰則による担保を定めていない。ところが、現行の受信料制度における受信契約締結義務（受信料支払債務）が肯認される以上、NHKは通常の民事訴訟によるルートを通じて、自己の権利主張をする途があると言えよう。⁽¹⁴⁾実際、NHKは近年、後述するように、①②に対し、民事手続を行っている。しかし、①②に対する罰則規定を置かなかつた立法者の意図や、公共放送としてNHKが視聴者・市民の支援から成り立つことに鑑みれば、視聴者・市民への説明責任を尽くさず司法上の手続に傾斜するNHKの態度には疑念が残る。

3 受信料制度の現状

(1) 受信料支払の強制執行等

近時、受信料制度はその実態面に着目した場合、かつてない重大な局面を迎えている。まず、NHKは二〇〇五年九月、「NHK新生プラン」を発表し、受信料の公平負担への取り組みの一環として、不払者や未契約者に対し、民事手続による受信料の支払督促の活用を検討を明らかにしたことに続き、二〇〇六年一月、「二〇〇六～二〇〇八年度経営計画」で二〇〇六年四月以降民事手続による支払督促の申立の実施を公言した。このような方針に従い、NHKは二〇〇六年一月、東京都内の不払者三三世帯を対象に裁判所に支払督促を申立てたことを皮切りに、支払督促若しくは訴訟を全国に拡大して実施している。また、NHKは未契約者に対し、民事手続の活用を進めている。一連の受信料請求訴訟ではNHKが勝訴しており、初めての上告審で最高裁も二〇一一年五月三日、受信料の支払いを命じた原審を是認した。

NHKが異例的に司法上の手続を利用して受信料支払の強制執行等に踏み切ったのは、二〇〇四年以降直面した財政危機を打開するためで、同危機の主因はNHK自身の一連の金銭不祥事や番組改変問題にあることは周知の事実である。前

者は、芸能番組のCP (Chief Producer) による制作費着服事件 (二〇〇四年七月発覚) をはじめとする、相次いで明らかになったNHK職員による巨額の不正経理・着服事件で、膨大な受信料支払拒否・保留を招くと同時に、旧経営陣を退陣へと追い込んだ。⁽¹⁷⁾ 後者は、ETV二〇〇一「シリーズ」戦争をどう裁くか」の第二回「問われる戦時性暴力」(二〇〇一年一月三日放映) が政治家の圧力を受けて改変されたとする (朝日新聞二〇〇五年一月二日付朝刊、制作担当者の内部告発同一三日) 問題で、受信料支払拒否・保留にさらに拍車をかけた。⁽¹⁸⁾ いずれにしても、受信料支払の強制執行等の措置に伴い、一時七〇%を下回った受信料の支払率が着実に向上し、⁽¹⁹⁾ 受信料収入の増加をバックアップしている。⁽²⁰⁾

一方、NHKは「二〇〇九～二〇一一年度NHK経営計画」で、二〇一二年度から受信料収入の一〇%を視聴者に還元できる収益構造を構築すると公言した。これまで還元的具体策としては受信料の値下げに加え、NHKオンデマンド (放送済み番組のインターネット有料配信サービス) の無料化、災害放送の強化等が挙げられてきたが、NHK経営委員会は二〇一一年一〇月二五日、受信料の値下げ (七%) と災害時における公共放送の機能強化 (〇・六%) の併用を盛り込んだ次

料 期(二〇一二〜二〇一四年度)経営計画案を議決した⁽²⁾。当初

よりやや後退した感は否めないが、受信料収入の還元構想は、NHKが上記の財政危機を機に、受信料支払の強制執行等の

措置と並行して進めてきた人員削減、子会社等の再編・統合、チャンネル削減等、一定の構造改革と表裏の関係にあることに留意すべきである。

以上、NHKは受信料をめぐる、一方では不払者に対して支払いの強制執行を進めつつ、他方では受信料収入の視聴者への還元を構想する、「二面作戦」を展開している。後者に関しては基本的にはその方向性に批判の余地がないが、前者に関しては法理論や公共放送の本来の在り方から憂慮せざるを得ない。NHKは不払者に対して受信契約締結義務の履行請求権を有するものの、放送法が規定するNHKの目的や業務に照らし、上記のNHKの一連の金銭不祥事や番組改変問題と受信料の不払いに因果関係が認められるようなケースの場合、受信料支払の強制は合理性に欠けると考えられるが、裁判所はこのような点を検討せず一律にNHKの請求を認容している。また、そもそも視聴者・市民の支援から成り立つNHKが、視聴者を相手に強制的手段を講ずることは市民社会の理解を得難く、不払いや未契約の根本的な解消にはほど遠

い。

(2) 新しいメディア環境への対応

受信料制度の今日の問題状況のもう一つの局面として、伝送路・受信端末の多様化が進む今日の新しいメディア環境への対応の不十分さを指摘しなければならない。NHKの放送は専ら既存のテレビ受信機に依拠して受信した時代から、今日はNHKにインターネットにおけるテレビ放送の同時配信を認める限り、技術的にパソコンをはじめとする多様な受信端末から受信できるようになったが、後述する一部の外国における公共放送の財源制度と比較した場合、法制度的対応は遅れを取っている。

勿論、放送法六四条一項が規定するNHKの放送を受信できる受信設備の範囲は判然しない面があるが、日本放送協会放送受信規約によれば、「家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備」とされている(二条二項)ため、伝統的なテレビ受信機に加え、携帯電話のワンセグ、テレビチューナー付きパソコンも受信契約の対象となる。しかしながら、多様化している通信系端末におけるN

H Kの放送の同時配信や受信料制度の適用の有無は放送法制定上未確定である。²²⁾

一方、通信系端末におけるNHKの放送の同時配信を想定する際、問題となるのが放送の概念である。最近、放送の概念が、従来の「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」から、放送・通信のデジタル化の深化を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」に改められた(放送法二条一号)。ところが、同改正にもかかわらず、放送と通信(狭義)は依然として区分されており、例えば、リアルタイムのストリーミングは送信側(番組提供者)がタイムスケジュールに沿って情報・コンテンツを送信し、受信者側が同時に視聴するところは有線放送と同じであるが、受信希望者の要求でコンテンツが送信されるため通信として分類される。²³⁾ 伝送路・受信端末が多様化する新しいメディア環境に即して、放送の定義の再調整を含めNHKの財源制度の在り方を模索することが求められる。

二 外国における公共放送の財源制度

上述したようなNHKの受信料制度に対し、外国における公共放送の財源制度は如何なる構造になっているのか。以下

では、主要外国(英国、ドイツ、フランス、韓国、米国)における公共放送の財源制度を概観した上、NHKの受信料制度との若干の比較検討を試みる。

1 主要国における公共放送の財源制度

(1) 英国

英国における放送は、公共放送であるBBC (British Broadcasting Corporation) が一九二七年以降独占的な地位を持っていたが、一九五〇年代に民間放送が認められ、公共放送中心の二元体制が形成された。BBCの設立や運用は国王勅許 (Royal Charter)²⁴⁾ 及び協定書 (Agreement)²⁵⁾ に根拠を置いており、その規制監督は情報通信庁 (Ofcom) の他、BBC経営委員会に代わって二〇〇七年に設置されたBBCトラスト (Trust) が担う。放送全般が公共サービス放送 (public service broadcasting) と観念されている中、公社である公共放送BBCは最も公共性が要求されている。

BBCの運営財源は、受信許可料 (licence fee) を主として二〇〇九年事業収入に占める比率は七四%、²⁶⁾ その他商業収入 (同二〇%) や政府補助金 (同六%) から成る。ラジオ時代には始まった受信許可料制度 (一九二二年) は、テレビへの

料 拡大適用（一九四六年）を経て、一九七一年よりテレビのみを対象としている。二〇〇三に制定された通信法（Communications Act）によれば、テレビ受信機を設置及び使用しようとする者は、内務大臣の許可を得なければならず、違反すると罰金刑の対象となる（三六三条）。近年、受信許可料の賦課・徴収対象は、既存のテレビ受信機に加え、テレビの受信できるパソコン、携帯電話、DVD・ビデオレコーダー等の新端末にも及んでいる。また、受信許可の付与はBBCの考慮する基準に拘束される（三六四条）。さらに、受信許可が付与された者は受信許可料をBBCに支払う義務を負い（三六五条）、違反には罰金刑の担保により強制執行される（三六六条）。

受信許可料の徴収権はBBCが有するが、徴収業務は外部の民間会社（Capita）に委託されている。一方、受信許可料額は、政府がBBCと協議の上物価指数に連動させて決定するが、二〇一一年から六年間は凍結が決まった。

受信許可料制度に関しては反対・廃止論もあるが、BBCの政治的独立を堅持しつつ、公的目的（国王勅許四条）を実現すべく、国王勅許及び協定書の最新の改定過程で同制度の維持の重要性が確認された。

(2) ドイツ

西ドイツでは戦後、長期にわたり九つの州公共放送で構成されるADR（Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland）及び全州が共同運営するZDF（Zweites Deutsches Fernsehen）等の公共放送のみが容認された。一九八〇年代に初めて民間放送が認められ、公共放送中心の二元体制が形成され、統一後今日に至っている。放送に関する立法・政策は連邦ではなく各州が所管し（基本法七三条）、各州放送法に加え、全州統一規律である放送州間協定（Rundfunkstaatsvertrag）を整備している。公共放送は公法上の營造物で、世論形成に不可欠な基本的供給（Grundversorgung）という責務を負うものと解されており、²⁶内部的多元主義により、社会の主要な集団の代表から構成される各放送局内部の放送委員会（Rundfunkrat）の規制監督を受ける。²⁷

公共放送の運営財源は、放送受信機を保有する者から徴収する放送受信料（Rundfunkgebühren）を主とする（ARDの場合、二〇〇九年事業収入に占める比率は八五・六％）が、補完財源として広告収入（同五％）やその他収入も認められている（放送州間協定二二条）。放送受信料の賦課・徴収対象は、

既存のラジオ受信機やテレビ受信機に加え、二〇〇七年よりインターネットに接続できるパソコンや携帯電話等に拡大している。放送受信料額の決定プロセスは、州間首相会議の放送政策協議機構である公共放送財政需要調査委員会（KEF）の審議を経て、州政府が決定し州議会が追認する構造である（二三条）。ただし、従前の州政府の公共放送への政治的影響が及びかねない（州政府関係者もKEFの構成員として参加）放送受信料額の決定手続が違憲とされて（一九九四年²⁸）以降、政治的独立を確保したKEFによる公共放送の財源に関する調査や放送受信料額の決定（四年ごと）に際し審議が実質化されている。放送受信料の徴収は、公共放送が共同で設置した放送受信料徴収センター（GEZ）が担う。一方、放送受信料の法的性格につき、憲法裁判所は明言を避けているが、公共施設（公共放送）利用料と解されている。

以上のようなメカニズムをベースに、放送受信料の支払義務・方法や罰則等については放送受信料州間協定が、放送受信料の額や配分等については放送財政州間協定が定めている。特に放送受信料の配分は、先に民間放送を規制監督する州メディア庁に①基本受信料（ラジオ）と②テレビ受信料の二%を与え、残りを公共放送の間で既定比率①はARD（九

二・三%）、DLR（七・七%）、②はARD（六二・二%）、ZDF（三七・八%）に沿って配る仕組みとなっている（放送財政州間協定九条）。

(3) フランス

フランスでは戦前から長期にわたる放送の国家独占を経て、一九七〇年代に今日のような公共放送体制の確立に続き、一九八〇年代に民間放送が認められ、公共放送中心の二元体制が形成された。現在、公共放送はRadio France、F2〜F5等で構成されるFrance Televisions（FT）等複数あり、株式会社（株は政府が一〇〇%保有）として存在する。公共放送は視聴覚最高委員会（CSA）の規制監督の他、政府と締結する業務要項に従って業務に当たる。

公共放送の運営財源は、視聴覚受信料（redevance audiovisuelle）を継承した①公共放送受信税（contribution a l'audiovisuel public）に加え、②広告収入や③政府補助金等から成る（二〇〇九年事業収入に占める①②③の比率は、各々六五・八%、一四・二%、一三・七%）。ラジオ時代に始まった受信料制度（一九三三年）は、テレビへの拡大適用（一九四九年）を経て、一九八〇年代からテレビのみを対象としてい

る。従来、視聴覚受信料は放送法とその政令に基づきテレビ受信設備を有する者全員から強制的に徴収されたことから、その法的性格は公共放送のサービスの対価ではなく、準租税 (taxe parafiscale) と解されてきた。⁽²⁹⁾ しかし、視聴覚受信料は二〇〇五年予算会計法改正により、租税 (impôt) と位置付けられた (住民税と一括徴収) ことに続き、二〇〇九年放送法の改正により、公共放送受信税に改称された (一九九条)。テレビ受信機またはテレビの受信できる類似機器を保有する者で、住民税を納付する者は、公共放送受信税の支払義務を負う (同機器未保有者は申告により支払いが免除される) 構造である。一方、公共放送受信税額の決定 (二〇一〇年より物価指数に連動) 及び各公共放送への配分は、政府が国会の同意を得て行う。

公共放送の事業収入はこれまで公共放送受信税に次いで広告収入が高い比重を占めてきたが、政府が公共放送のアイデンティティーの確立・向上を掲げて二〇〇九年より進めている公共放送の広告放送の削減・廃止 (二〇〇九年改正放送法二八条) に伴い、公共放送の収益構造の大転換が予想される。

(4) 韓国

韓国では植民地や長期にわたる軍事政権の下、放送は政府の統制下に置かれていたが、民主化 (一九八七年) 以降、民間放送が本格的に認められ、公共放送と民間放送の二元体制が形成されるようになった。現在、公共放送には、国营放送から一九七〇年代に特殊法人格の公共放送化した (政府が資本金全額出資) 韓国放送公社 (KBS)、一九九〇年代に KBS から分離した韓国教育放送公社 (EBS)、民間放送から一九八〇年代に半公共放送化した文化放送 (MBC) がある。

特に、KBS は国家基幹放送と位置付けられ (放送法四三条)、高度の公的責任を負う (四四條)。公共放送を含む放送の規制監督は、放送委員会を継承した放送通信委員会が担っている。

KBS の運営財源は、放送受信料 (二〇〇九年事業収入のうち四一・三%) と広告収入 (同三八・五%)⁽³⁰⁾ 等で構成される (放送法五六條)。EBS の運営財源は、放送受信料からの配分 (放送受信料の三%)、放送発展基金、教材販売代金等であり、MBC の運営財源は殆ど広告収入である。テレビ受信機を保有した者は、KBS に登録し、放送受信料を支払わなければならない (一六四條)、滞納者と未登録者にはそれぞれ加算金と追徴金が科される (一六六條)。放送受信料額は、KBS 理事

会の審議・議決後、放送通信委員会を経て国会の承認を受けて決定する(六五条)。KBSは放送受信料の徴収権を有するが、その業務の委任が認められており(六七条)、実際、一九九四年より委託を受けた韓国電力公社が電気料金と統合して放送受信料を徴収している。一方、放送受信料の法的性格は、KBSのサービスに対する対価や受益者負担金ではなく、KBSの経費調達のための「特別負担金」と解されている³¹⁾。

最近、長年凍結されてきた放送受信料の引き上げ論が再燃している中、KBSの政治的独立や公共性の状況、広告収入の在り方、放送受信料の徴収方式等にも議論が波及している。また、メディア環境の変化に伴い、既存のテレビ受信機以外の端末におけるテレビ受信に対する放送受信料の徴収の有無に関する明確な基準が求められている。

(5) 米国

米国における放送は、伝統的にABC、NBC、CBS等に代表される民間放送が中心であり、公共放送のウェイトは低い。一九六七年に制定された公共放送法(Public Broadcasting Act)に基づき、CPB(Corporation for Public Broadcasting)に続き、PBS(Public Broadcasting Ser-

vice)、NPR(National Public Radio)が設立された。CPBは連邦政府から交付金を受け取り、各公共放送に配分する非営利機関であり、PBSやNPRは各地の会員公共放送を束ね、会員局に番組を配給する非営利団体である。特に、PBSは全国に三五〇以上の教育・非商業の免許を有する会員局(公共テレビ局)のネットワークで、教育・情報番組等の創造をミッションとして掲げており、実際、公共性の強い教育番組等の提供に定評がある³²⁾。公共放送に対する規制監督は民間放送と同様、連邦通信委員会(FCC)が行う。

公共放送の運営財源として受信料は制度化されておらず、主に個人寄付金、企業拠出金、連邦・州政府の交付金等に依拠している(二〇〇九年公共放送全体の収入の構成は、個人寄付金二七・六%、企業拠出金一六・四%、CPB交付金一五・一%、州政府交付金一二・〇%、州立大字八・二%等³³⁾)。ただ、収入全体のうち連邦政府交付金が占める比率が減少しており、安定的な財源確保が課題となっている。相対的に個人寄付金や企業拠出金の比率が高くなっている一方で、公共放送の番組編成における富裕層中心の個人寄付者や後援(underwriting)企業に傾斜する危険性も秘めている³⁴⁾。

2 比較検討

以上、主要外国における公共放送の財源制度の仕組みは一種ではないことが分かる。それは、放送制度の体系、つまり放送制度が公共放送中心か民間放送中心か、公共放送の体系が一元（一局）体制か多元（複数局）体制か等はもとより、

放送をめぐる国や市民の関わり方、公共放送の位置付け等の違いによるものと考えられる。では、NHKの受信料制度と主要外国における公共放送の財源制度の骨格を簡単に比較検討する。

第一に、運営財源は、NHKがほぼ専ら受信料に頼っているが、英国のBBCは受信許可料とその他収入（商業収入、政府補助金、ドイツ、フランス及び韓国の公共放送は受信料（フランスは公共放送受信税）と広告収入、米国の公共放送は個人寄付金、企業拠出金、連邦・州政府の交付金等をそれぞれ基盤としている。一つの公共放送局を有する日本と英国はそれぞれ受信料と受信許可料中心の財源構造、複数の公共放送局を有するドイツ、フランス及び韓国は受信料（フランスは公共放送受信税）と広告収入の混合型財政構造になっている（米国は例外）。公共放送の全体収入に占める受信料等の比率はNHK、ドイツのADR、英国のBBC、フランスのF

T、韓国のKBSの順で高く、広告収入の比率は韓国のKB S、フランスのFT、ドイツのADRの順で高い。

第二に、受信料等の法的性格をめぐることは、日本ではNHKの維持運営のための「特殊な負担金」と解しており、韓国もほぼ同様のスタンスを取る。しかし、英国は受信許可料、ドイツは公共施設（公共放送）利用料、フランスは租税（公共放送受信税）と位置付けている。このような受信料等の位置付けとも深く関わるが、不払者等に対しては罰則規定に基づき強制執行が容認されている国（英国、フランス、ドイツ、韓国）が多い中、日本では罰則の明記がないため、論争を呼んでいる側面がある。

第三に、受信料等額の決定プロセスは、日本の場合、NHKの収支予算案が総務大臣、内閣を経て国会に提出され、国会から承認される構造で、フランスや韓国もほぼ同様の方式を採用している（ただし、フランスの場合、二〇一〇年より物価指数に連動）。しかし、イギリスでは政府がBBCと協議の上物価指数に連動させて決定しており、ドイツではKEFの審議を経て、州政府が決定し州議会が追認する。

第四に、受信料等の徴収主体は、日本と同様、英国と韓国においては公共放送自身である（ただし、英国ではBBCの

〈表〉 主要国における公共放送の財源制度の比較 (二〇〇九年基準)⁽³⁴⁾

受信料等の賦課・徴収対象	受信料等の徴収主体	受信料等額の決定プロセス	不払者等に対する罰則規定	受信料等の法的性格	財源構成(%)は収入に占める比率)	設立形態
	NHK	NHK案↓総務大臣・内閣↓国会承認	なし	特殊な負担金		特殊法人 NHK
	BBC (外部の民間社(Capita)に委任)	BBC案↓政府がBBCと協議の上物価指数に連動させて決定	あり	受信許可料		特殊法人 BBC
	GEZ	ARD・ZDF等案↓KEF審議↓州政府決定↓議会追認	あり	公共施設(公共放送)利用料		公法上の営造物 ARD、ZDF等
	政府	FT等案↓関係省庁協議・総理(二〇一〇年より物価指数に連動)↓国会承認	あり	租税(公共放送受信税)		株式会社(政府保有) FT等
	KBS (韓国電力公社に委任)	KBS案↓放送通信委員会↓国会承認	あり	特別負担金		特殊法人(政府出資) KBS等
						非営利組織 PBS会員局
						個人寄付金(二七・六%)、企業拠出金(二六・四%)、CPB交付金(二五・一%)、州政府交付金(二・〇%)、州立大学(八・二%)等

料 委任を受けた外部の民間会社Capitaが、韓国ではKBSの委任を受けた韓国電力公社がそれぞれ徴収業務を行う。しかし、ドイツにおいては公共放送が共同設置したGEZが受信料の徴収を、フランスにおいては政府が公共放送受信税の徴収を行う。

第五に、受信料等の賦課・徴収対象につき、現在、日本をはじめ各国ともテレビ受信を対象としており（ただし、ドイツではラジオに対しても基本料金が課される）、事実上公共放送の視聴の有無は問わない。一方、英国やドイツは近年、新しいメディア環境を踏まえ、テレビ（ドイツの場合、ラジオ聴取も含む）の受信できるパソコンや携帯電話等に受信料の賦課・徴収対象を拡大している。他の国にも同様の動きが見られるが、伝送路・受信端末によっては受信料の徴収基準に不明瞭な面もある。

三 NHKの財源制度の在り方

戦後、放送の二元体制の下、NHKは民間放送と相互補完的な関係を保ち、言論報道機関として憲法や放送法の要請に応え、市民・視聴者の情報福祉に寄与してきたと評価できよう。このようなNHKの役割の有効性は、フルデジタル時代

へ移行しつつある今日においても確認されている³⁵⁾。従って、近年のNHKの一連の重大不祥事を機に、一部に見られるような公共放送NHK無用論ないし民営化論は視聴者・市民の十分なコンセンサスを得ているとは考え難い。

今後放送の二元体制を維持させ、NHKを存続させる以上、NHKの安定的な財源確保は必要不可欠である。しかし、前述したような現行の受信料制度の問題状況に鑑みれば、NHKの財源制度の在り方に関しては検討を要すると言えよう。同検討に当たり、前章で叙述した主要外国における公共放送の財源制度は参考に値する。ただし、各国の公共放送の財源制度は、当該国の固有の放送制度や公共放送の位置付け等と深く関わっているため、慎重かつ総合的なアプローチが求められる。例えば、各国の公共放送がモデルとしている英国のBBCは、強制力を伴う受信許可料という安定的な財源が認められている一方、一〇年ごとに国王勅許等の改定によりBBC自体の存続の可否等を含む厳格なチェックを受けることに注意を要する。また、同検討は、単に一介の放送局NHKの財源制度ではなく、公共放送NHKの財源制度を検討対象とするため、NHKの公共放送としての理念、組織及び業務等の在り方の議論と不可分の関係にある。

以下では、NHKの財源制度の在り方につき、大枠を中心に私見を示しておきたい。

1 現状維持か、変更か

今後のNHKの財源制度の選択肢としては、①現行の受信料制度を維持すること以外に、②現行の受信料制度に受信料の支払義務を明記すること、③租税化すること、④広告収入を容認すること、⑤有料化を図ること等が考えられる（無論①と④または②と④の並行も可能）。選択の要件は、憲法と放送法が保障する放送の自由を守りつつ、放送法一条の下、豊かで良質な放送による公共の福祉に資するというNHKの目的（一五条）に最も合致することである。すなわち、公共放送は国営放送や民間放送と異なり、政治権力や資本の影響力から独立し、公共性ないし公益性等の公共の福祉に奉仕する放送制度であるため、これらの理念を具現化する最適な選択肢を選ばなければならない。

まず、②は過去にも導入が試みられた経緯があり、近年もNHKの一連の金銭不祥事等を受けて急増した支払拒否等を背景に、政府内で検討されたが、実現されなかった。放送法を改正して受信料の支払義務を明記すれば、NHKの安定的

な財源確保が期待でき、視聴者間の受信料の負担をめぐると公平感も解消できよう。支払義務の明記に加え、英国、フランス等のように罰則規定まで用意すれば、NHKの財源は容易に確保できる。しかし、支払義務の明記は受信料の法的性格を準租税的な性格に転換させるとともに、NHKに国営放送的な色彩を帯びさせ、対視聴者・市民サービス（公共性等）の低下を招きかねない。このような②の負の側面に着目すれば、最も強制力の強い③はNHKの国営放送化への道を開きかねず、選択肢としては論外であろう。

次に、④の場合、広告収入をNHKの主財源とすることは公共放送の理念上望ましくないが、ドイツ、フランス、韓国等の公共放送に見られるような受信料を補完する財源とすることは一考の余地がある。受信料（①または②）を主としつつ、広告収入を副次的に容認すれば、視聴者の受信料の負担の軽減とNHKの安定的な財源確保が同時に期待できよう。しかし、広告収入を副次的に容認する場合でも、NHKの経費調達における企業等の商業的利害関係からの独立が阻害される危険性がある。また、NHKと民間放送との商業性に基づく競争を招き、放送の二元体制が形骸化する恐れもある。最近、フランスにおける公共放送の広告放送の削減・廃止の

料 動きや、韓国における受信料額の値上げ論が広告収入の在り

方等の議論も惹起している状況は示唆に値する。

資 最後に、⑤はNHKの放送の受信可能性ではなく、NHK

の放送の受信有無を基準に、NHKの放送を受信する者のみから受信料を徴収する方式である。すなわち、NHKはNHKの放送を受信する者と受信・課金契約を締結し、それ以外の者からはNHKの放送が受信できないようにしなければならない（いわゆるスクランブル方式）。この方式を採る場合、受信料の法的性格はNHKの放送サービスに対する対価となり、受益者のみが受信料を負担するため、受信料の公平負担の原則に最も合致する。ただし、地理的にも、内容的にも普遍性を志向すべきである公共放送に対し、有料化を図ることには疑念がないわけではない。

以上のような理解から、公共放送の本来の理念や放送法が規定するNHKの目的を実現する上で、NHKの財源制度として現行の受信料制度に対し、他の手段(②)⑤の優位性を認めることはできない。確かに、現行の受信料制度は実態面で受信料の公平負担の実現に一定の限界がある。しかし、立法者がその原因でもある不払者や未契約者に対する罰則規定を置かなかつたのは、受信料の公平負担に多少の問題が生

じても視聴者の自主性に基づくNHKの財源支援のメカニズムを重視した結果と推認される。従って、現行の受信料制度を維持する以上、受信料の公平負担を図る手法として、不払者等に対するNHKの司法上の手続への傾斜は望ましくない。むしろNHKは業務上視聴者・市民に「公共の福祉のために放送している」という合理的な確信を与えることに傾注しつつ、不払者等に受信料支払への理解を求める努力を重ねることが重要であろう。

一方、今日のメディア環境の変遷に鑑みれば、NHKのテレビ放送の受信を有料化にシフトすることが次善策として考えられる。伝送路・受信端末が多様化している今日、仮にNHKにインターネットにおけるテレビ放送の同時配信を認めれば、NHKの放送サービスへのアクセスの地理的・物理的な制約がほぼなくなり、既存のテレビ受信機に限らず、多様な受信端末からNHKの放送を受信することができる。ただ、多メディア・多チャンネルやフルデジタル時代を迎え、情報の受け手の情報主権を重視する見地から、NHKの放送の受信可能性ではなく、NHKの放送の受信有無を基準に、NHKの放送を受信する者のみから受信料を賦課・徴収するのが有力な選択肢であろう。

2 財源制度運用の厳格化

筆者は今後のNHKの財源制度の在り方につき、最善策として現行の受信料制度の維持を、次善策として有料化へのシフトを提示した。如何なる財源制度に依拠しても、その財源（以下、受信料と通称）は公共放送NHKの維持運営のための経費であるため、受信料額の決定、受信料の執行、受信料の使途の事後チェックに至るまで厳格さが保たれなければならない。

まず、現行の受信料額の決定は、前述の如く、NHKが毎事業年度の収支予算を作成し、総務大臣に提出し、総務大臣が検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、国会の承認を受けるプロセスによる。NHK自ら放送法が規定する業務の遂行のため、収支予算を作成するものの、最終的に国会の承認を要するのは、NHKの予算の恣意的運営を防ぐためである。しかしながら、総務大臣や内閣が中間段階に関与するのは、NHKの政治権力からの独立を阻害する恐れがあり、受信料額の程度に関する専門的査定（professional assessment）がなされない可能性もある。このような問題を解消する方策として考えられるのは、ドイツのKEFのような専門性を有する機関を設置し、受信料額の算定に関する調査・審

議を担わせることである。このような機関をどこに置くかが問題となるが、現政権の政権公約でもある放送規制監督機関の再編（現在の政府（総務省）の独立行政機関型から先進諸国のような独立行政委員会型に転換）を図った上、その傘下に設置することが建設的であろう。

次に、受信料は放送法七三条一項に基づき、NHKの必須業務、附帯業務及び目的外法定業務の遂行に支出され、これらの業務の遂行以外の目的への支出は禁じられている。受信料の執行は基本的にNHK自身の専権事項で、放送の自由・編成の自由等が尊重されなければならない。しかし、受信料がNHKの維持運営のための公金である以上、近年の一連の金銭不祥事のような目的外使用を許してはならず、NHKは受信料の使用基準、使途、使用手続等の詳細を視聴者・市民に積極的に提供することが求められる。

最後に、現行の受信料等の決算は、前述の如く、収支予算と同一経路を経て国会に提出されるが、監査委員会及び会計監査人の意見書の添付と会計検査院の検査を要する。複数の機関による事後チェックを図っているが、収支予算の決定プロセスと同様、中間段階において総務大臣・内閣の代わりに、独立行政委員会型の放送規制監督機関が関与することがより

料 独立性と民主性が担保されよう。

資 3 新しいメディア環境における財源制度

前述したように、現行の受信料制度は新しいメディア環境への対応が不十分である。近年、携帯電話のワンセグやテレビチューナー付きパソコンも受信契約の対象とされているが、多様化している通信系端末におけるNHKの放送の同時配信や受信料制度の適用の有無は放送法制上未確定である。

今後、NHKは伝送路中立的な公共放送に向うべく、テレビ受信機に着目して制定された現行の受信料制度を、あらゆる伝送路・受信端末による受信を想定した制度に本格的に改正する必要がある。また、NHKのインターネット利用の位置付けを附帯業務（NHKのインターネット利用に関するガイドライン）から、同時配信の場合は本来業務に格上げする必要がある。

既に筆者が提案したNHKの財源制度の在り方に即して新しいメディア環境への対応を考えた場合、パソコン等の通信系端末を現行の受信料制度の体系に組み入れることが最善策で、NHKのテレビ放送の受信につき受信端末を問わず有料化することが次善策である。いずれの方式を採用するにして

も、インターネットにおけるNHKのテレビ放送の同時配信を可能にする一方、その際に配信される内容が法定概念の放送でなければならぬことから、現行法上の放送の定義の再調整が求められよう。

まず、パソコン等の通信系端末を現行の受信料制度の体系に組み入れる場合、既存のテレビ受信機に限らず、その他NHKのテレビ放送の受信が可能な受信端末を保有する者は、受信契約と受信料の支払義務を負うことになる。この際、既に伝統的なテレビ受信機の設置に対応して受信料を支払っている者には追加負担させず、専ら通信端末によってNHKの放送を受信し得る者のみを受信料の支払対象者に加えることが合理的である。⁽³⁸⁾ また、既存のテレビ受信機における放送種別（地上放送、衛星放送）の受信料の体系（衛星放送は付加料金）は、既存のテレビ受信機以外の受信端末にもそのまま適用するのが望まれる。

次に、NHKのテレビ放送の受信につき受信端末を問わず有料化する場合、既存のテレビ受信機またはその他NHKのテレビ放送の受信が可能な受信端末を保有する者で、実際、NHKのテレビ放送を受信する者のみが、受信契約と受信料の支払義務を負うことになる。勿論、これらの受信端末を設

置してもNHKと受信契約を締結しない限り、NHKのテレビ放送の受信はブロックされなければならない。この際、現行の放送種別の受信料の体系を維持する一方、伝送路に掛かる費用構造が異なることから、既存のテレビ受信機とその他の受信端末との間には受信料額の差別化を図ることが合理的であろう。ただし、既存のテレビ受信機とその他の受信端末の両方の受信契約者にとって後者の受信料額は、その他の受信端末のみの受信契約者の受信料額に比べ割安な料金設定が望まれる。

結びに代えて

以上、NHKの受信料制度の仕組みと現状を踏まえ、外国における公共放送の財源制度をも参考にしながら、NHKの財源制度の在り方について検討した。公共放送の理念や放送法上のNHKの目的に立脚すれば、現行の受信料制度を維持することが適切であろう。ただし、既存のテレビ以外に、パソコン等多様な通信端末からも技術的にNHKの受信が可能になった今日のメディア環境を踏まえるならば、NHK受信を有料化にシフトすることが次善策として考えられる。

今後NHKが如何なる財源制度に依拠しても、NHKが公

共の福祉のための放送をしない限り、NHKのための経費調達は砂上の楼閣に過ぎない。近年の一連の重大不祥事を機に、NHKによる改革が断行されてきたが、主に財政的再生に照準が合わされてきたことは否めない。公共放送としての放送サービスにおける高度の公共性を確保するのは勿論、それを可能にする視聴者・市民本位の民主的かつ透明な組織体質に転換すべきである。何よりも政治権力を含む外部の影響力の排除、内部的自由の確立、業務や受信料使途等に関する情報公開の徹底等が重要である。

注

(1) ①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(2) その他、NHKと民間放送に共通的に適用される規律として、放送番組の種別(教養・教育・報道・娯楽番組)及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、放送番組の編集をしなければならない番組基準(五条)、放送番組の適正を図るための放送番組審議機関の設置義務(六条)、不真実な放送による権利侵害に対する訂正・取消放送制度(九条)、放送番組の保存義務(二〇条)、放送番組の相互の間の

調和を保つようにしなければならない番組調和原則（二〇六年一項）、災害放送義務（二〇八条）等がある。

(3) ①豊かで、かつ、良い放送番組を放送し、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与すること、②全国向けの放送番組の他、地方向けの放送番組を有すること、③過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つこと。

(4) NHKの経営に関する基本方針、監査委員会の職務執行のため必要なもの、NHKの業務の適正を確保するために必要な体制整備、収支予算、事業計画及び資金計画、業務報告書及び財務諸表、放送局の設置計画並びに放送局の開設・休止・廃止、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画、定款の変更、受信契約の条項及び受信料の免除の基準等。

(5) 近年、NHKの受信料収入が事業収入総額に占める比率は、九六%を上回っている（二〇〇八年度（九六・一%）、二〇〇九年度（九六・二%）、二〇一〇年度（九六・五%））。

(6) 臨時放送制度調査会答申（一九六四年九月八日）。

(7) 代表的に、塩野宏「受信料をめぐる法的問題点」伊藤正己他編『ジュリスト増刊 総合特集・現代のマスコミ』（一九七六年）二六四～二六六頁。

(8) 大阪地判二〇〇九年三月三十一日判タ一三〇九号一―二頁をはじめ、一連の受信料請求訴訟で裁判所は「受信料は、被告NHKによる放送の提供の対価（料金）ではなく、被告NHKの維持運営のための特殊な負担金であり、当該受信料の支

払義務を発生させるための法技術として受信設備の設置者と被告NHKとの間の受信契約の締結という手法を採用した上、当該設置者による締結義務を課したものと解される」と説示している。

(9) 代表的に、土屋英雄『NHK受信料は拒否できるのか 受信料制度の憲法問題』（明石書店、二〇〇八年）四五～五〇頁。

(10) 土屋・前掲書六七～九四頁参照。

(11) 衆議院通信委員会（一九七八年三月一日）。

(12) 大阪地判一九九四年二月八日判例集未搭載は、受信料支払義務につき、「国民のテレビジョン放送を受信して視聴する自由」を侵害するものではないと判示した。

(13) 東京高判二〇一〇年六月二十九日判時二一〇四号四〇頁は、①に関しては、「NHK」の放送に対する嫌悪感や法で定められた放送受信料の支払を回避したいという内心が「憲法一九条で保障される内心」に含まれないことは明らかである、②に関しては、「放送法三二条」（現六四条）及び放送受信規約九条は……：民放のテレビ番組を視聴することを制限するものではない、③に関しては、「放送法三二条」（現六四条）及び放送受信規約九条は……：どのような番組を視聴するかについて強制するものでも妨害するものでもない、④に関しては、「受信設備を設置せず、契約をしない自由もある……：公共の福祉による制約として国民の財産権に対する侵害にもならない」と説示した。

(14) 塩野・前掲論文二六四頁。

- (15) 二〇一一年三月現在、支払督促の申立の総件数は一五九一件に上っている。
- (16) ただし、NHKは札幌地判二〇一〇年三月一九日判タ一三二九号一五五頁では敗訴したが、控訴審（札幌高判二〇一〇年一日五日判時二一〇一号六一頁）で逆転勝訴した。
- (17) 詳細は拙稿「NHKの危機と放送法制に関する一考察」北海道大学法学研究第四一卷第一号（二〇〇五年）二～五頁参照。
- (18) 詳細は前掲拙稿五～八頁参照。
- (19) 二〇〇五年度（六九・二％）、二〇〇七年度（七〇・六％）、二〇〇九年度（七二・二％）、二〇一一年度（七五％予想）。
- (20) 二〇〇五年度（六〇・二四億円）、二〇〇七年度（六三・二億円）、二〇〇九年度（六四・四二億円）、二〇一一年度（六六・八〇億円予想）。
- (21) 毎日新聞二〇一一年一月二六日付朝刊。
- (22) 総務省が策定した「NHKのインターネット利用に関するガイドライン」（二〇〇二年三月八日）によると、NHKのインターネット利用を「放送の補完利用」に限定しつつ、提供する情報を「過去に放送した番組」と「番組をより良く理解するための関連情報」の二点に限定している。
- (23) 民間放送二〇一一年二月一三日付。
- (24) 最新の改定は二〇〇六年に行われた（<http://g-ict.soumu.go.jp/country/uk/pdf/044.pdf>）。
- (25) 文化・メディア・スポーツ省とBBCの間で締結されるもの

- で、最新の改定は二〇〇六年に行われた（http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.bbccharter-review.org.uk/pdf_documents/BBCAgreement_Cm6872_july06.pdf）。
- (26) BVerfGE 73: 118.
- (27) 鈴木秀美『放送の自由』（信山社、二〇〇〇年）一六二頁。
- (28) BVerfGE 90: 60.
- (29) Decision 60-8 of 11 Aug.
- (30) KBS第一TVは広告放送が禁じられているが、KBS第二TVは広告放送が認められている。
- (31) 憲法裁判所一九九九・五・二七宣告九八憲バ七〇決定。
- (32) <http://www.pbs.org>.
- (33) [http://www.cpb.org/stations/reports/revenue/2009PublicBroadcastingRevenue.pdf](http://www.cpb.org/stations/reports/revenue/2009Pub-licBroadcastingRevenue.pdf).
- (34) NHK放送文化研究所編『NHKデータブック 世界の放送二〇一一年』（NHK出版、二〇一一年）参照して作成。
- (35) 「NHK受信料制度等専門調査会」報告書（二〇一一年七月一二日）八～一九。
- (36) 放送法上の受信料の徴収と支払いの法律関係における「契約」という用語が誤解を招く恐れがあるとし、第五一回国会（一九六六年三月）に支払義務を直接規定した放送法改正案が提出され、また、不払者や未契約者の増加を背景に、第九一回国会（一九八〇年三月）に同様の放送法改正案が提出されたが、審議終了により廃案になった。

資 料

- (37) 「NHK受信料制度等専門調査会」・前掲報告書二二、三七頁。
- (38) 「NHK受信料制度等専門調査会」・前掲報告書四三頁。